

欧州単一特許を取得するために、係属中の EP 特許出願に対して
どのような措置を講じれば特許付与を遅らせることができるか

2017年04月24日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

欧州単一（統一）特許の主なプラス面は、参加国において同時に権利行使ができること、また、翻訳費用が最低限に抑えられ、唯一の維持年金を支払うことにあります。一方、主なマイナス面は、単一特許ゆえに、欧州統一特許裁判所において不利な判決が下された場合、全ての参加国において権利を一度に失う可能性があることにあります。

Preparatory Committee によれば、**Agreement on the Unified Patent Court (UPCA)** を批准するという英国政府の声明後、英国とドイツが批准することを前提として、パッケージ（欧州単一特許制度と欧州統一特許裁判所制度）が2017年12月に発効することが見込まれています。一方、英国のEUからの離脱交渉や、英国とEUとの間で行われる経済交渉等々による影響に鑑み、上記の発効日は流動的であるとも言われています。

このような状況にはありますが、上記パッケージが発効した場合、出願人は下記の決断を迫られることになります。

- ① これまでどおり、EPC 下で国内特許の束として従来通りに特許を取得するか、あるいは、
- ② EPO によって特許付与された EP 特許出願に基づく欧州単一特許を取得する。

但し、上記②の場合、EP 特許出願がパッケージの発効後に特許付与されると共に全ての参加国を指定していることが前提となります。

上記事情に鑑み、欧州単一特許を取得するために、今の段階で講じ得る措置について、以下に説明します。

【全4頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。